

総量削減義務と排出量取引制度における
医療施設に対する削減義務率の緩和措置に
関するガイドライン

2024（令和6年）年9月

（第4計画期間版）

東京都環境局

目 次

1 基本的な考え方.....	1
2 適用期間	1
3 緩和措置の対象となる事業所の要件.....	1
4 緩和措置の程度.....	2
5 対象の確認方法.....	3
6 具体的な提出方法等	6
7 確認書の記載方法.....	7

第1号様式 医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書
温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の第四期削減義務率から減ずる
割合について（通知）

1 基本的な考え方

主たる用途が、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠である病院その他の医療施設（以下「医療施設」という。）で構成されている事業所については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都条例第 39 号。以下「規則」という。）第 4 条の 16 第 7 項に基づき、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の 第 4 計画期間 に限り、削減義務率を減ずるもの（以下「緩和措置」という。）とする。

規則（令和 7 年 4 月 1 日施行）	
第 4 条の 16	
<u>7 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。</u>	
<u>事業所の種類</u>	<u>割合</u>
<u>一 主たる用途が病院その他の医療施設で構成される第一期該当事業所（三に掲げる事業所を除く。）</u>	<u>百分の二</u>
<u>二 知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された電気に係る原油換算エネルギー使用量の、知事が定める期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満である事業所（三に掲げる事業所を除く。）</u>	<u>百分の三</u>
<u>三 一及び二に該当する事業所</u>	<u>百分の五</u>

2 適用期間

第 4 計画期間（令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度まで）

3 緩和措置の対象となる事業所の要件

緩和措置の対象となる（主たる用途が医療施設である）事業所は、以下の要件を全て満たす事業所とする。

- 第 4 計画期間において規則第 4 条の 16 第 6 項表中欄の削減義務率（50%又は 48%）が適用される事業所
- 当該事業所に医療施設があり、当該医療施設が含まれる範囲（受電単位又は建物単位）において医療施設が主要な施設である事業所
- 当該医療施設が含まれる範囲の年間の燃料等使用量に、単位発熱量又は一次エネルギー換算係数、原油換算係数（0.0258（kL/GJ））を乗じて算定される原油換算エネルギー使用量が、事業所全体の原油換算エネルギー使用量の 1/2 以上を占めている事業所（原油換算エネルギー使用量の 1/2 以上）の判断基準は、P. 3 及び P. 4 「5 対象の確認方法」参照）

(1) 緩和措置の対象となる事業所の削減義務率

緩和措置の対象は、第1計画期間に特定地球温暖化対策事業所に該当し、かつ第1計画期間において50%又は48%の削減義務率が適用される事業所である。このため、第1計画期間で新たに削減義務対象となる事業所又は第1計画期間から第3計画期間の途中で削減義務対象となった事業所で第4計画期間中の削減義務率31%又は29%、41%又は39%である期間は対象とならない。

(2) 医療施設

医療施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所をいう。

なお、当該医療施設が無くなるとその機能を失ってしまう付随施設（当該医療施設の管理下にあることが必須）も含むものとする。

付随施設の例：専ら当該医療施設関係者が使用する飲食及び日用品を提供する施設、運動施設等

医療法（昭和23年法律第205号） 抜粋

第1条の5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第2条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

4 緩和措置の程度

(1) 削減義務率から減ずる程度

緩和措置の対象となる事業所に対して、本制度の削減義務率から減ずる程度は2%とする。この緩和措置は医療施設だけに適用するものではなく、当該医療施設を含む事業所の削減義務率に適用する。

なお、燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置と合わせて本ガイドラインの緩和措置を受ける場合は、本制度の削減義務率から減ずる程度は「5%」となる。

緩和措置の適用前と適用後の削減義務率について、表1に示す。

表 1 削減義務率から減ずる程度

	医療緩和措置の適用前	医療緩和措置の適用後	
		電気使用割合 20%未満の緩和措置適用無	電気使用割合 20%未満の緩和措置適用有
区分Ⅰ－１の事業所	50%	48%	45%
区分Ⅰ－２又は区分Ⅱの事業所	48%	46%	43%

※緩和措置の対象となる事業所が優良特定地球温暖化対策事業所（経過措置により、第4計画期間中の削減義務率を減少する事業所に限る。）に該当する場合は、適用後の削減義務率に対して、優良特定地球温暖化対策事業所の緩和率（3/5又は4/5）を乗じて当該事業所の削減義務率を算定する。

5 対象の確認方法

本制度において緩和措置の対象となる事業所であるか（事業所の主たる用途が医療施設であるか）の確認は、次の(1)から(3)までのとおり行うこととする。

(1) 医療施設の有無の確認（手順①）

医療施設（P. 2 3 (2)に定義する「医療施設」）が、事業所内にあるか確認する。医療施設に該当するかは医療法に基づく許可書等や、実態を踏まえて判断する。

(2) 医療施設が主要な施設である範囲の確認（手順②）

医療施設が含まれる範囲（受電単位又は建物単位のいずれかを選択）において、医療施設が主要な施設である場合、当該範囲を(3)において「原油換算エネルギー使用量の1/2以上」の要件を確認する範囲とする。

主要な施設であるかは、ア又はイの方法により判断する。

ア 受電単位

事業所を受電範囲ごとに分割し、(1)の医療施設の年間使用電力量(a)が、医療施設が存在する受電範囲の年間受電電力量(b)の1/2以上であれば主要な施設とする。電力量及び受電量は購買伝票等又は実測で把握することとする（把握方法については、総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第4章を参照）。

$$\text{割合} = \frac{\text{医療施設の年間使用電力量(a) [kWh]}}{\text{医療施設が存在する受電範囲の年間受電電力量(b) [kWh]}} \geq \frac{1}{2}$$

イ 建物単位

事業所を建物ごとに分割し、(1)の医療施設が占める床面積(c)が、医療施設が存在する建物の延べ床面積(d)の1/2以上であれば主要な施設とする。

$$\text{割合} = \frac{\text{医療施設が占める床面積(c) [m}^2\text{]}}{\text{医療施設が存在する建物の延べ床面積(d) [m}^2\text{]}} \geq \frac{1}{2}$$

(3) 「原油換算エネルギー使用量の1/2以上」の確認(手順③)

(2)で確認した範囲における前年度の原油換算エネルギー使用量が事業所全体の前年度の原油換算エネルギー使用量の1/2以上であるかを確認する。前年度の原油換算エネルギー使用量は、購買伝票等又は実測で燃料等使用量を把握し、算出することとする(把握方法については、総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第4章参照)。ただし、当該範囲の前年度の原油換算エネルギー使用量が把握できない場合は、当該範囲の床面積が事業所の延べ床面積の1/2以上であったとき、「原油換算エネルギー使用量の1/2以上」とみなすことも認める。

ア 原油換算エネルギー使用量

$$\text{割合} = \frac{\text{(2)で確認した範囲((2)ア又はイ)の} \quad \text{前年度の原油換算エネルギー使用量 [kL]}}{\text{事業所全体の} \quad \text{前年度の原油換算エネルギー使用量 [kL]}} \geq \frac{1}{2}$$

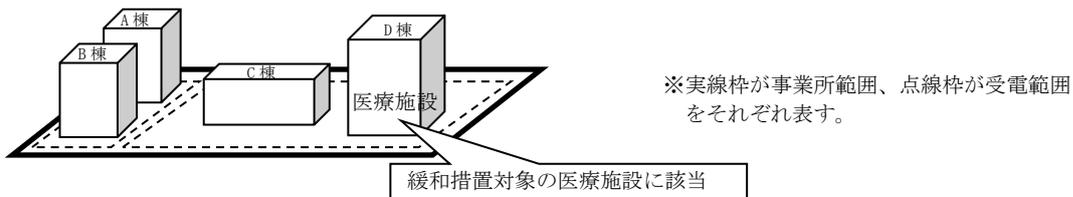
イ アでは確認できない場合

$$\text{割合} = \frac{\text{(2)で確認した範囲((2)ア又はイ)の床面積 [m}^2\text{]}}{\text{事業所の延べ床面積 [m}^2\text{]}} \geq \frac{1}{2}$$

～「医療施設」及び「原油換算エネルギー使用量 1/2 以上」の確認方法の例～

手順① 医療施設の有無の確認

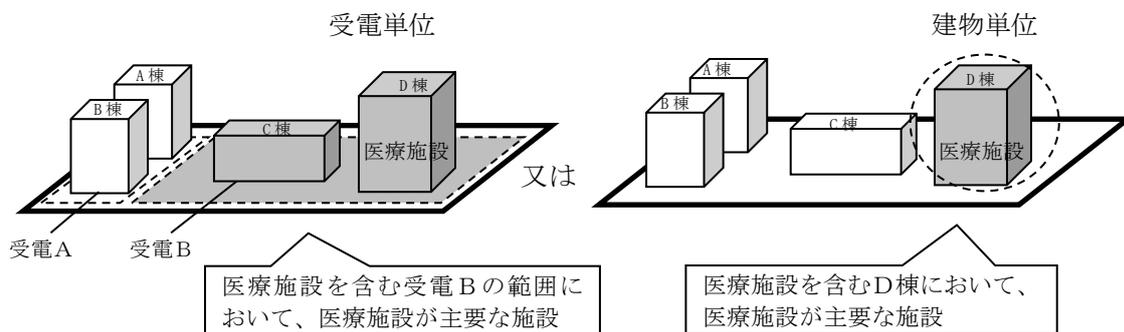
事業所内に医療施設があるか確認する。



手順② 医療施設が主要な施設である範囲の確認

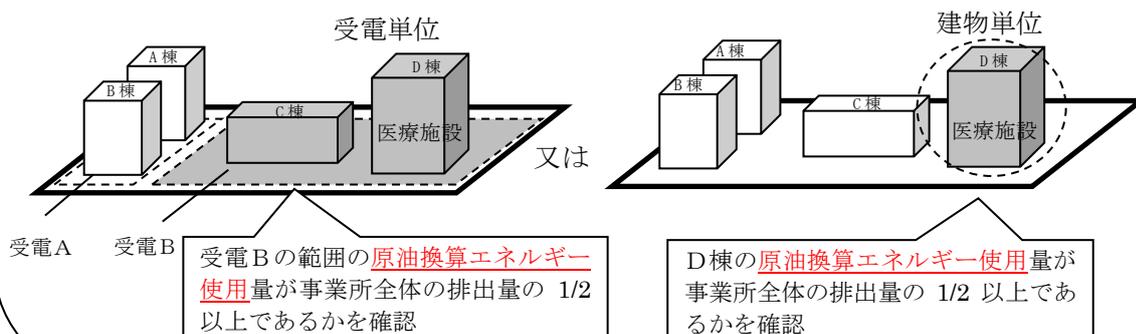
医療施設が含まれる範囲（受電単位又は建物単位）において、医療施設が主要な施設であるか確認する。受電単位では主要な施設とならない場合であっても、建物単位で主要な施設であると確認できれば、「原油換算エネルギー使用量の1/2 以上」の要件を確認する範囲を建物単位とすることができる。

※網掛けの受電範囲又は建物が要件確認する範囲となる。



手順③ 「原油換算エネルギー使用量の1/2 以上」の確認

手順②で医療施設が主要な施設であると確認された範囲における前年度の原油換算エネルギー使用量が、事業所全体の前年度の原油換算エネルギー使用量の1/2 以上であるか確認する（原油換算エネルギー使用量の把握ができない場合は床面積で1/2 以上を判断する。）。



6 具体的な提出方法等

(1) 提出書類

次のア及びイを提出すること。なお、登録検証機関の検証は不要である。イの添付資料のうち、特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載がある内容については、提出の必要はない。また、イの添付書類は既存の資料のコピー等の添付でも可とし、2か年度目以降変更がない場合は、添付資料の提出を省略することができる（変更がある場合は、変更後の最新版の資料を添付して提出）。

ア 医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書（第1号様式。以下「確認書」という。）

イ 添付書類

- (ア) 医療法に基づく許可書の写し（医療法第8条による開設の場合は届出書の写し）
- (イ) 医療施設の範囲がわかるもの（医療施設に係る平面図、建築確認申請書、賃貸借契約書等）
- (ウ) 医療施設が主要な施設であることがわかるもの（電力量や床面積等の資料）
- (エ) 医療施設を含む範囲の原油換算エネルギー使用量が1/2以上であることがわかるもの
- (オ) その他、東京都が必要と認めたもの（購買伝票等）

(2) 提出時期

確認書等は地球温暖化対策計画書と同時に提出する。

確認書の提出による緩和措置は、提出年度の前年度のみに適用される（例えば、令和8（2026）年度に確認書を提出した場合は、令和7（2025）年度のみに適用）ため、引き続き緩和措置の要件に該当し、適用を受ける場合は、毎年度の地球温暖化対策計画書提出時に確認書を提出する必要がある。

(3) 東京都からの通知

東京都は、提出された確認書により緩和措置の要件を満たすか確認し、当該事業所へ確認結果（第4計画期間に適用する削減義務率から減ずる程度）を通知する。燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置と、本ガイドラインの緩和措置を合わせて受ける場合は、両方の緩和措置を合わせた結果を通知する。

また、緩和措置の適用を受けた以降の年度に、事業所の状況変化等によって確認書の内容が変更された又は確認書の提出がなされなかったことにより、東京都が緩和措置の要件を満たさなくなると認めた場合には、当該事業者に対して、その旨を通知する。

表2 手続の流れ

年度等	第4計画期間		
	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度～令和12(2030)年度
事項	医療施設に対する緩和措置の対象となる事業所に該当	◎計画書に添付し、確認書を提出 →○都通知	以降、毎年度同様に提出

※ 令和8(2026)年度に提出された確認書により緩和措置の適用が認められた場合は、令和7(2025)年度の削減義務率が緩和される。

7 確認書の記載方法

確認書は、次のとおり記載する。

- 「指定番号」及び「事業所の名称」欄

指定番号、事業所の名称は地球温暖化対策計画書及び特定温室効果ガス排出量算定報告書と同様に記載する。

- 「1 医療施設が主要な施設である範囲の確認」各欄

受電単位か建物単位のどちらかを選択し、該当する数値を入力する。割合については、計算段階で端数処理をせず、小数点第3位以下を切り捨てる（確認書のMicrosoft office Excelの自動計算により端数処理）。

また、電力量又は面積の説明欄には、範囲が明確にわかるように記載し、付随施設を含む場合は、その名称等を記載すること。

なお、記載する数値等は添付資料と整合すること。

- 「2 原油換算エネルギー使用量の1/2以上の確認」各欄

事業所全体の原油換算エネルギー使用量及び医療施設が主要な施設である範囲の熱量(GJ)を入力する。医療施設が主要な施設である範囲の熱量(GJ)は、特定温室効果ガス排出量算定報告書その5シートから算出する(原油換算エネルギー使用量に換算される。)。算出できない場合は床面積の数値を入力する。割合については、計算段階で端数処理をせず、小数点第3位以下を切り捨てる（確認書のMicrosoft office Excelの自動計算により端数処理）。

なお、記載する数値等は添付資料と整合すること。

- 「3 備考」欄

前年度提出時から変更がない場合は、チェックを入力する。

- 「4 添付する書類」欄

添付書類の名称等を記載する。

第1号様式（医療施設に対する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン）
医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指定番号		事業所の名称	
------	--	--------	--

1 医療施設が主要な施設である範囲の確認

受電単位	年間受電 電力量		kWh	建物単位	建物の 延べ床面積		m ²
	医療施設の 年間使用 電力量		kWh		医療施設が 占める床面積		m ²
	割合		%		割合		%
電力量又は 面積の説明							

2 原油換算エネルギー使用量の1/2以上の確認

前年度の 原油換算エネ ルギー使用量	事業所全体の 原油換算エネ ルギー使用量		kL	床面積 ^{※2}	事業所の 延べ床面積		
	医療施設の要 件確認範囲の 熱量 ^{※1}		GJ		医療施設の要 件を確認した 範囲の床面積		m ²
	医療施設の要 件確認範囲の 原油換算エネ ルギー使用量		kL				
	割合		%		割合		%
原油換算エネ ルギー使用量 又は 面積の説明							

※1 原油換算エネルギー使用量に自動換算されます。特定温室効果ガス排出量算定報告書その5シートから、医療施設の要件確認範囲の熱量（GJ）を合算し、入力してください。

※2 原油換算エネルギー使用量の把握ができない場合に選択してください。

3 備考

以下に、該当する場合は、をチェックしてください。

前年度提出時（第3計画期間の提出も含む）から医療施設の状況に変化はない。

4 添付する書類

	△別紙（ ）のとおり
	△別紙（ ）のとおり

（日本産業規格A列4番）

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の
第四期削減義務率から減ずる割合について（通知）

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

____ 殿

東 京 都 知 事

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の16第7項に規定する第四期削減義務率から減ずる割合は、総量削減義務と排出量取引制度における
〔燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用割合が20%未満である事業所
医療施設〕
に対する削減義務率の緩和措置に関するガイドラインの規定により、次のとおりとなりましたので通知します。

<u>事業所の名称</u>	
<u>事業所の所在地</u>	
<u>指 定 番 号</u>	
<u>第四期削減義務率</u> <u>から減ずる割合</u>	
<u>備 _____ 考</u>	